

令和7年度「ひょうご子ども・若者応援団」 災害復興支援特別助成事業実施要綱

1 事業の目的

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、自然災害等により災害救助法適用を受けた地域等で被災した青少年（以下「被災青少年」という。）を元気づけ、励ますために地域の青少年育成団体やグループが行う活動を支援する。ため、「災害復興支援特別助成事業（以下「特別助成事業」という。）」を実施する。

2 助成対象団体等

特別助成事業の対象は、青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- ① 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること。（教育機関等含む）
- ② 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。
- ③ 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動していること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- ⑤ 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
- ⑥ 活動が公共の福祉に反していないこと。

3 助成対象事業

特別助成事業の対象は、災害発生の日又は災害救助法の適用日が2011年3月11日以降の災害を対象に、兵庫県内又は被災地において被災青少年に対する支援のために行われる次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- ① 県内青少年が被災地において復興支援に関わる事業
- ① 被災青少年の心身の健康の回復・増進に関わる事業
- ② 被災青少年と県内青少年との交流に関わる事業
- ③ その他、理事長が特に必要と認める事業

4 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかの事業については、特別助成事業の対象から除外する。

- ①他の団体に対する。補助・委託を目的とした事業
- ②義援金募集、救援物資の購入・送付を行う事業
- ③兵庫県青少年本部の他の助成事業との併用事業

5 助成の金額・件数、事業の対象期間及び募集（申請）期間

- (1) 助成金額 1件当たり25万円を限度（千円未満は切り捨て）。
※ 助成決定金額は、審査の結果、助成申請額から減額される場合がある。
また、事業実績により対象経費が助成決定金額に満たない等の場合には、助成金額は減額となる。
- (2) 助成件数 3件程度（予算の範囲内とする。）
なお、当該年度の採択は、1団体につき1件とする。
※有事の際は、別途検討
- (3) 事業の対象期間 令和7年4月 1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 募集（申請）期間 令和7年3月24日（月）から令和8年2月27日（金）まで

6 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月21日から施行する。

公益財団法人兵庫県青少年本部
「ひょうご子ども・若者応援団」担当

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号
アタくにづか1番館南棟3階
TEL 078-891-7410 / FAX 078-891-7418
HP アドレス <https://www.seishonen.or.jp>
電子メール ouendan@seishonen.or.jp

